

地域包括ケア病床について

急性期治療を経過し、症状が安定した患者様に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療・支援を行う病床です。（3階一般病棟内3部屋12床）

一般病棟で症状が安定すると退院をしていただく事となっていますが、在宅等での療養に不安があり、もう少しの入院治療で在宅あるいは介護施設に復帰できる患者様のために、安心して退院していただけるよう支援していきます。

1) どんな場合に入院となるのか

一般病棟より地域包括ケア病床へ転床していただく場合は、主治医が判断し患者様とご家族様に提案し地域包括ケア病床へ移動、継続入院となります。

入院期間は、保険診療上最大60日までとなります。

- 急性期治療が終了したが、しばらく経過観察が必要な方
- 在宅療養復帰・社会復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- 在宅復帰のために療養準備が必要な方
- 在宅・介護施設等で療養している人で症状が急性増悪した人や集中治療の必要はないが入院が必要な方
- レスパイト（介護する人の事情で短期的に入院すること）が必要な方
- 次の移動先が決まっているが、それまでの期間が「待機」の方など

2) 入院費について

地域包括ケア病床へ入院された場合、入院費の計算方法は一般病棟とは異なり、【地域包括ケア入院医療管理料2】を算定いたします。

- 入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・入院基本料のほとんどの費用が含まれています。（一部例外あり）
- 治療内容によっては、一般病棟より自己負担額が増額する場合がありますが、高額療養費制度利用者や後期高齢者（75歳以上の方）は月の医療費の自己負担限度額が定められていますので、一般病棟と負担上限額は変わりません。

3) 留意点

症状の変化により、一般病棟に転床（変更）する場合があります。

疑問点などについては以下まで、お気軽にご連絡ください。

電話：0166-68-7111

請求について：美瑛町立病院事務局医事係

入院について： // 地域医療連携室

